

京極町農業委員会総会議事録

(第27回令和5年2月24日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日 午後1時30分から2時25分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10 人)

1 番	中村明彦
2 番	粥川一也
3 番	酒井勇一
4 番	熊谷 聡
5 番	藤波秀博
6 番	横川順行
8 番	小山憲一
9 番	小柳光義
10 番	清本勝彦
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (2 人)

7 番	行天英宏
12 番	後藤耕藏

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
第5 議案第2号	京極町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の 制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

- 船場代理 | これより第27回京極町農業委員会総会を開会いたします。
お疲れ様です。今日は会長が不在ですので、代わりに私が議長を務めさせていただきます。急に暖かくなり、落雪が起きています。降雪もまだまだ続くと思いますが、雪下ろしなどに十分に気をつけて行ってください。私事ではございますが、暖かくなったため、人参を播く夢をみました。本日もよろしくお願いいたします。
- 事務局長 | 本日、7番行天委員、12番後藤委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は会長が欠席となっていることから、会議規則第5条により会長不在の際は会長職務代理者がその職務を代理することとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長職務代理にお願いいたします。
- 議長 | これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)
- 議長 | それでは、10番清本委員、1番中村委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 | **【報告第1号、朗読】**
それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第26回京極町農業委員会総会を、令和5年1月26日に京極町役場議員控室にて開催しております。
2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、1月30日に横川委員、小柳委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月1日に横川委員、小柳委

員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月3日に後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇組合、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

5、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月8日に熊谷委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月10日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月13日に後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

8、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（斡旋委員会）を、2月17日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、酒井委員、横川委員、事務局で対応しております。

9、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月17日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

それでは、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和5年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1を酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員

【報告書朗読及び説明】

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1について、斡旋年月日は、令和5年2月17日金曜日午前9時30分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏。相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の田で〇〇㎡外〇〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はL資金です。

報告は以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

議長

続いて、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。酒井委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、酒井委員は退席をお願いします。

(酒井委員退席)

事務局長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案10件となっており、新規の利用権設定の計画が4件、利用権の再設定の計画が5件、所有権移転の計画が1件です。

議案書4ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設

定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和10年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。俱知安町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字春日。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和10年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号1、番号2について、議案書8ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書16ページには図面を添付しております。

番号1、番号2については以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、番号1、番号2を横川委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

横川委員 番号1、番号2について、議案書8ページの調査書のとおり、番号1は1月30日、番号2は2月1日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はな
と思います。
以上です。

議長 これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、番号1、番号2は、原案のとおり決定致しました。

(酒井委員着席)

議 長

それでは、番号3から番号10について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇組合。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和10年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和10年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号5。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和6年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号6。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和8年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農のため。

番号7。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和10年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。

番号8。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。

法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和7年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農のため。

番号9。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年2月27日。終期、令和6年2月26日。期日、令和5年2月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農のため。

番号10。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年2月27日。対価の支払期限、令和5年9月30日。土地の引渡日、令和5年2月27日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、経営規模縮小のため。

番号3から番号10について、議案書9ページからの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書16ページから図面を添付しております。

番号3から番号10につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して、番号3から番号6、番号8及び番号9を熊谷委員より、番号7、番号10を酒井委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員お願いします。

熊谷委員

番号3から番号5について、議案書9ページ、10ページの調査書のとおり、2月3日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

番号6について、議案書11ページの調査書のとおり、2月8日に調査しました。離農のため、隣接地を耕作している認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

番号8、9について、議案書13ページ、14ページの調査書のとおり、2月13日に調査しました。離農のため、同地区の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

続いて酒井委員お願いします。

酒井委員

番号7について、議案書12ページの調査書のとおり、2月10日に調査しました。

経営規模縮小のため、同地区の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

番号10について、議案書15ページの調査書のとおり、2月17日に調査しました。経営規模縮小のため、認定農業者に売買するもので問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3から番号10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号3から番号10は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第5の議案第2号「京極町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて、京極町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について朗読・説明】**

議案書21ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、京極町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定にも基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり制定したいので議決を求める。令和5年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

指針案につきましては、議案書22ページから、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

当該指針は、平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会において最も重要な必須事務として位置付けられました農地等の利用の最適化の推進の具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものであり、令和5年4月から制定することが義務化されたことに伴い、制定するべく、皆様にお諮りしているものです。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

小柳委員 総農家数の目標値については、事務局で算出したんですか。

事務局 実際の離農者を差し引き、現状を踏まえての目標となっています。

議 長 他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第27回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長職務代理者

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 3月23日(木)午後 1時30分